

保 発 0331 第 29 号  
平成 28 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について（通知）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に伴い、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 28 年政令第 180 号。以下「改正政令」という。）、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 55 号。以下「改正省令」という。）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平成 28 年厚生労働省告示第 156 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正政令の主な内容

- 1 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部改正（改正政令第 1 条関係）

- (1) 国保組合が毎年度末日に積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない特別積立金の額について、当該年度内に請求を受けた保険給付に要する費用の総額（補助金の額を除く。）の12分の2に相当する額並びに当該年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額の合算額の12分の1に相当する額（補助金の額を除く。）とすること。（国保令第19条関係）
- (2) 国保組合が毎年度において決算上剰余を生じたときに積み立てなければならない給付費等支払準備金の額について、直近3箇年度の保険給付に要する費用の額の1年度当たりの平均額の12分の1に相当する額（補助金の額を除く。）とすること。（国保令第20条関係）
- (3) 患者申出療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（国保令第28条の4及び第29条の2関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「国保算定政令」という。）の一部改正（改正政令第2条関係）（別紙参照）

- (1) 組合特定被保険者以外の被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助の割合について、厚生労働省令で定める当該組合の被保険者一人当たりの所得の額（以下「組合被保険者一人当たり所得額」という。第2の2(2)参照。）の区分に応じ、100分の13から100分の32までとすること。（国保算定政令第5条第1項関係）
- (2) 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の額及び前期高齢者納付金等の額、並びに介護納付金に対する国庫補助の割合について、組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、1000分の130から1000分の164までとすること。（国保算定政令第5条第4項第2号ロ関係）
- (3) 被用者保険等被保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成28年度において3分の2を標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、以下の規定を設けること。（国保算定政令附則第15条関係）
  - (ア) 被用者保険等被保険者である厚生労働大臣が定める組合について、後期高齢者支援金の3分の2（総報酬割部分）に相当する額を国庫補助の対象としないこととすること。
  - (イ) 特定納付費用額のうち、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の3分の2（総報酬割部分）に相当する額に対する国庫補助の割合について、組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、0から1000分の164までとすること。（国保算定政令附則第15条による読

替後の同令第5条第4項第2号ロ(1)関係)

(ウ) 特定納付費用額のうち、後期高齢者支援金の3分の2(総報酬割部分)に相当する額を除いた額に対する国庫補助の割合について、組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、1000分の130から1000分の164までとすること。(国保算定政令附則第15条による読替後の同令第5条第4項第2号ロ(2)関係)

(4) 国保組合に対する国庫補助の割合を定める規定の改正((1)、(3)(イ)(ウ))に係る経過措置として、平成28年度における特例を設けること。(改正政令附則第3条第2項関係)

なお、国保組合に対する国庫補助の割合については、平成28年度から平成32年度までの5年間をかけて段階的に引き下げていく予定であり、今般の改正においては平成28年度における特例のみを設けているが、平成29年度以降の特例については、平成29年度以降に予定している改正法の施行に伴う関係政令の整備のための政令改正の中で定める予定であること。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。)の一部改正(改正政令第3条関係)

(1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害手当金の支給を受けることとなった日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合において、当該傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における傷病手当金の額の併給調整方法を定めること。(健保令第36条の2関係)

(2) 患者申出療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(健保令第41条第1項第1号ロ関係)

4 船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)の一部改正(改正政令第4条関係)

第1の3の(1)及び(2)に準じた改正を行うこと。(船員保険法施行令第4条の2及び第8条第1項第1号ロ関係)

5 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)の一部改正(改正政令第5条関係)

(1) 患者申出療養を保険外併用療養費の支給の対象とすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第10

条第 2 項関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

6 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 116 号）の一部改正（改正政令第 6 条関係）

改正法において、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 38 条に 3 項が加えられたことに伴い、なおその効力を有するものとされた旧老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）などの規定を読み替えて適用している老人保健拠出金に係る経過措置について、所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第 2 条から第 27 条まで関係）

7 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 63 号）の一部改正（改正政令第 7 条関係）

全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成 32 年 3 月 31 日とすること。（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第 4 条関係）

8 その他関係政令の一部改正（改正政令第 8 条から第 15 条まで関係）

国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）その他の各共済組合法施行令について、健保令の改正に準じた改正を行うとともに、その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

9 施行期日等（改正政令附則第 1 条から第 9 条まで関係）

(1) この政令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

(2) この政令の施行に際し必要な経過措置等を設けること。

## 第 2 改正省令の主な内容

1 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）

(1) 患者申出療養の創設に係る規定の整備を行うこと。（国保則様式第 3 関係）

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「国保算定省令」という。）の一部改正（改正省

令第2条関係)

(1) 国保組合の事務費負担金の額の算定に当たり、国保算定省令第2条第2項及び第5項の事務費負担金基準額に乗じる割合を、組合被保険者一人当たり所得額に応じ、100分の80から100分の100までとすること。  
(国保算定省令第2条第1項第2号関係)

(2) 国保算定政令第5条第1項第1号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額の基準年度を平成26年度とすること。ただし、法第113条の規定により組合被保険者の所得調査を行い、平成27年度以後の年度における組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該所得調査の対象となった年度を基準年度とすること。

また、組合被保険者一人当たり所得額の算定方法を、当該組合の基準年度の5月1日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額の総額を基準年度の5月1日における被保険者の数で除して得た額とすること。(改正省令による改正後の国保算定省令第7条の2及び第7条の3関係)

(3) 国保算定政令第5条第7項に規定する組合被保険者一人当たり所得額の基準となる年度を平成26年度に改めること。ただし、法第113条の規定により組合被保険者の所得調査を行い、平成27年度以後の年度における組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該所得調査の対象となった年度を基準年度とすること。(国保算定省令第11条関係)

(4) 国保算定政令の改正により、国保組合の国庫補助の割合が各組合の組合被保険者一人当たり所得額に応じたものとされたことに伴い、規定の整備を行うこと。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部改正(改正省令第3条関係)

(1) 患者申出療養の創設に係る規定の整備を行うこと。(健康保険法施行規則第66条第1項第6号関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

4 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第4条関係)

第2の3の(1)及び(2)に準じた改正を行うこと。(船員保険法施行規則第58条第1項第6号関係)

5 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)の一部改正(改正省令第5条関係)

(1) 患者申出療養の創設に係る規定の整備を行うこと。(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第4項、第47条第1項第6号及び様式第7号関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

6 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)の一部改正(改正省令第6条関係)

第1の6に準じ、なおその効力を有するものとされた旧老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和62年厚生省令第6号)などの規定を読み替えて適用している老人保健拠出金の額の算定に係る経過措置について、所要の規定の整備を行うこと。(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条から第7条まで、第11条及び第12条関係)

7 その他関係省令の一部改正(改正省令第7条から第11条まで関係)  
厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備を行うこと。

8 施行期日等(附則第1条から第4条まで関係)

(1) この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。

(2) この省令の施行に際し必要な経過措置を設けること。

### 第3 改正告示の主な内容

1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号。以下「平成18年告示」という。)の一部改正(改正告示第3関係)

平成18年告示の規定に該当する者の生活療養標準負担額については、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第13号)等により、低所得者及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者(以下「指定難病患者」という。)を除き、平成28年4月1日から見直しを行うこととされた。

一方で、平成18年告示の規定に該当する者の一部に指定難病患者が含ま

れていることから、平成 18 年告示から指定難病患者を除く旨の改正を行うこととすること。(平成 18 年告示第 1 号及び第 2 号関係)

- 2 その他関係告示の一部改正(改正告示第 1 条及び第 2 条関係)  
厚生労働省関係告示について、所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日  
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

## 平成28年度から平成32年度までの各年度における国保組合に対する国庫補助の割合

## 組合特定被保険者以外の被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助の割合(第2の2の(1))

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
150万円以上 160万円未満	31.6	31.2	30.8	30.4	30.0
160万円以上 170万円未満	31.2	30.4	29.6	28.8	28.0
170万円以上 180万円未満	30.8	29.6	28.4	27.2	26.0
180万円以上 190万円未満	30.4	28.8	27.2	25.6	24.0
190万円以上 200万円未満	30.0	28.0	26.0	24.0	22.0
200万円以上 210万円未満	29.6	27.2	24.8	22.4	20.0
210万円以上 220万円未満	29.2	26.4	23.6	20.8	18.0
220万円以上 230万円未満	28.8	25.6	22.4	19.2	16.0
230万円以上 240万円未満	28.4	24.8	21.2	17.6	14.0
240万円以上	28.2	24.4	20.6	16.8	13.0

## (参考)組合特定被保険者に係る保険給付費に対する国庫補助の割合

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
150万円以上 160万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
160万円以上 170万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
170万円以上 180万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
180万円以上 190万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
190万円以上 200万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
200万円以上 210万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
210万円以上 220万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
220万円以上 230万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
230万円以上 240万円未満	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
240万円以上	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0



特定納付費用額のうち、後期高齢者支援金の総報酬割部分（平成28年度においては3分の2）に相当する額に対する国庫補助の割合（第2の2の（3）の（イ））

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
150万円以上 160万円未満	16.3	16.3	16.2	16.1	16.1
160万円以上 170万円未満	16.3	16.1	16.0	15.9	15.7
170万円以上 180万円未満	16.2	16.0	15.8	15.6	15.4
180万円以上 190万円未満	16.1	15.9	15.6	15.3	15.0
190万円以上 200万円未満	16.1	15.7	15.4	15.0	14.7
200万円以上 210万円未満	12.8	12.5	12.1	11.8	11.5
210万円以上 220万円未満	9.6	9.3	9.0	8.7	8.4
220万円以上 230万円未満	6.3	6.1	5.9	5.7	5.5
230万円以上 240万円未満	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7
240万円以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

特定納付費用額のうち、後期高齢者支援金の総報酬割部分（平成28年度においては3分の2）に相当する額を除いた額に対する国庫補助の割合（第2の2の（3）の（ウ））

組合被保険者一人当たり所得額	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
150万円未満	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
150万円以上 160万円未満	16.3	16.3	16.2	16.1	16.1
160万円以上 170万円未満	16.3	16.1	16.0	15.9	15.7
170万円以上 180万円未満	16.2	16.0	15.8	15.6	15.4
180万円以上 190万円未満	16.1	15.9	15.6	15.3	15.0
190万円以上 200万円未満	16.1	15.7	15.4	15.0	14.7
200万円以上 210万円未満	16.0	15.6	15.2	14.8	14.4
210万円以上 220万円未満	15.9	15.4	15.0	14.5	14.0
220万円以上 230万円未満	15.9	15.3	14.8	14.2	13.7
230万円以上 240万円未満	15.8	15.2	14.6	14.0	13.3
240万円以上	15.7	15.0	14.4	13.7	13.0

太枠内は、平成28年度における国庫補助の割合（第2の2の（4））